第28回社会保障審議会生活保護基準部会

平成29年1月25日

資 料 1

第27回部会における委員からの依頼資料

○ 各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯

各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯①

加算名称	老齢加算	母子加算	障害者加算
創設時期	昭和35年	昭和24年	昭和24年
	•昭和35年	・昭和24年 追加栄養所要量等を満たす為の費 用を算定。・昭和35年	·昭和24年 同左 ·昭和35年
	老齢福祉年金創設に伴い、生活保護受給者にも福祉年金の目的が達せられるよう老齢福祉年金と同額の加算創設。 (月額1,000円)	福祉年金制度創設に伴い、母子福祉年金と同額改定。(当初、母子福祉年金は老齢福祉年金と同額であったが、昭和39年から老齢福祉年金の1.3倍程度に増額)	福祉年金制度創設に伴い、障害福祉年金と同額改定。(当初、障害福祉年金は老齢福祉年金と同額であったが、昭和39年から老齢福祉年金の1.5倍程度に増額)
創設以降 の改定方 式の変遷	・昭和51年 それまで生活扶助基準との均衡等からみても容認しうるものとされた福祉年金が大幅に改善(7,500円→12,000円)されることに伴い、福祉年金準拠を変更。 具体的には、一類基準額とある程度の均衡を保つことが望ましいとして、一類基準額の一定割合(65歳以上の男女平均額の1/2)に設定。(8,000円) 以降、生活扶助基準改定率に準拠して改定。	・昭和51年 老齢加算との均衡等に配慮し、適 切な水準にするものとして、老齢加算 の約1.3倍に設定。 以降、生活扶助基準改定率に準拠 して改定。	・昭和51年 老齢加算との均衡等に配慮し、 適切な水準にするものとして、 老齢加算の約1.5倍に設定。 以降、生活扶助基準改定率 に準拠して改定。
	・昭和59年(水準均衡方式導入時) 加算が対応する特別需要としては、概ね現行の水準で充たされているとの所見のもと、今後も実質的な水準が維持できるよう、生活扶助基準本体と異なった取り扱いにするものとして整理。 以降、物価の伸び率を基本として改定(※)。	・昭和59年 同左 (注)平成17年度~21年度にかけ て段階的に廃止したが、平成21 年12月に復活	·昭和59年 同左
	(注)平成16年度~18年度にかけて段階的に廃止		

各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯②

加算名称	児童養育 加算	放射線障害者加算	妊産婦 加算	在宅患者加算	介護施設 入所者加算
創設時期	昭和47年	昭和43年	昭和24年	昭和25年	平成12年
創設以降の式の変遷	・昭和47年 中学校を制度が高い。 中学校を制度が高い。 学校を制度が高い。 学校を制度が高い。 学校を制度が高い。 学ののでは、 学校を制度ができる。 学校のでは、 学校を制度ができる。 はののでは、 学校のでは、 学校のでは、 は、 ののでは、 は、 ののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	設されたことに伴い、同額の加算を創設。 以降、当該手当と連動して改定。	・昭和24年 妊産婦が加配米を購 入するための費用として 算定。 以降、栄養・要量や 生お改定。 ・昭和59年 水準均衡的には物 の伸び、基本により改定 (※)。	 ・昭和25年 在宅患者が加配米を 購入するための費用と して算定。 以降、栄養準改量を 手でである。 ・昭和59年 水準均衡的には が、基本により改定 ・昭本により改定 ・公本によりである。 	・平成12年 介護保制度創設に 付い、介護保護施的として 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で

[※] 昭和59年以降の改定方法については、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。